包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事及び新潟県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成27年8月25日

 新潟県監査委員
 野
 上
 信
 子

 新潟県監査委員
 楡
 井
 辰
 雄

 新潟県監査委員
 佐
 藤
 卓
 之

 新潟県監査委員
 田
 宮
 強
 志

平成26年度 包括外部監査結果に基づく措置内容 テーマ「基金の管理と運用について」

新潟県知事

No.	基金の名称等	監査結果			措置内容
		項目	区分	指摘・意見の内容	
1	基金財産の運用について	資産の運用について	指摘	基金の所管課からの「3か月照会」の精度を向上するように各所管課への指導を徹底し、効果的な運用を図る必要がある。また、定期預金の運用開始日が月末のみとなっているが、基金によっては基金の資金入金は月中で行われる場合もあり、期中預入を利用すればより長期の定期預金で運用することも可能であることから柔軟な資金預けを行うよう努められたい。	所管部局への指導により基金取崩予定額の事前把握について精度向上を図るともに、従来より長期間の予定額を把握し、事な行に支管が生じない範囲で、従来なする。また、では、必要にでして期中預入を行うことにといる。運用の効率化を図る。
2	財政調整基金	運用資産について	指摘	基金残高に含まれている有価証券 については価格が変動するので、定 期的に含み損益の動向を把握する必 要がある。	証券会社を通じて 定期的に市場動向を 把握する。
3	県債管理基金	県債償還以外の 交付金が基金残 高に含まれてい ることについて の開示	指摘	県債管理基金残高に県債償還以外 の交付金が含まれている旨の開示を 行い、県民の適切な判断に資するよ うにすべきである。	財政事情 (県民向け 公表資料) で開示を行 う。
4-1	土地基金	美咲町土地につ いて	指摘	美咲町土地は、今後も時価変動リスクによる損失発生の可能性があり、 早急な対応をすべきである。	今後とも売却に向 けて鋭意対応してい く。
4-2	土地基金	職員住宅用地について	指摘	現在、土地基金管理用地及び城西寮の土地については、活用されていない状況であり、当該土地の活用方法について具体的な計画は存在しない。県有財産である土地は有効に活用すべきであり、早急な計画の策定と、計画に沿った事業等の実行をすべきである。	当該職員住宅用地 について、隣接する上 越西職員住宅及び城 西寮の土地と一体で の処分等を含めた利活 用の計画を策定する。

5	社会文化施設等整備基金	事業費について	指摘	社会文化施設等の老朽化に対応するための大規模修繕・改築に備えることは現在の地方行政で強く求められている点であり、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の大規模修繕支出に備えて基金を活用し、資金の平準化を図るよう努められたい。	現状、修繕・改築に ついては起債を活用し ている。事業目的や財 政状況等を踏まえ、適 切な活用に努める。
6	災害救助基金	備蓄物資の簿外 での保管につい て	意見	備蓄物資の保管状況を改め、帳簿管理している資産と簿外資産が明確に分かるようにすることが必要である。	現有備蓄物資については、帳簿管理分と 簿外分それぞれの数量 を確認し、保管場所を 区分した。
7-1	産業振興基金	基金造成事業の評価について	指摘	電源立地地域対策交付金の運用について(通達)では基金造成事業については再評価を行うとされており、再評価に係る報告書の作成をするべきである。	6月末の事業評価報 告書提出時に、基金事 業に係る再評価報告 書についても作成し、 提出する。
7-2	産業振興基金	評価報告書の記載の誤りについて	意見	単純な書類の不備ではあるが、公開されている数値でもあるため、より厳密なチェック体制の構築が望まれる。	報告書の数値等に ついて、複数の職員に よる確認体制を構築 する。
8	産業振興貸付基金	基金の有効活用について	指摘	借入の需要が低迷している現状を鑑み、基金の計画内容を変更することも含めて、早期に基金の有効活用の実現に向けた取り組みが望まれる。	貸付金制度について、平成27年4月に貸付金利を0.25%引き下げたことに加え、引き続きながら制度の見では、当時により、は、当時には、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で
9	心身障害児·者総合施設基金	今後の有効活用 について	指摘	今後は、寄付金から造成された部分を寄付目的に従い適切に活用することについて、改めて検討が必要と考える。また、基金残高として相当の期間維持されることになる額は、維持が見込まれる期間に見合うように運用方法を検討すべきと考える。	コロニーにいがた白 岩の里の施設維持の ため、寄附目的を踏ま えた適切な活用及び運 用について検討を行 う。

11-1	地域振興基金	運用資産について	指摘	当基金は預金と有価証券で構成されており、有価証券の内訳は公共債、 民間債、外国債などの様々な種類により構成されている。それらのすべてが最も確実かつ有利なものであるかを定期的に評価すべきである。	現在保有している有 価証券は全て地方債 だが、必要に応じ、証 券会社を通じて市場 動向を把握する。
11-2	地域振興基金	事業費について	意見	財源対策的基金であるため特定の 事業を設けることは困難であると思 われるが、魅力ある地域づくりを推 進し県勢の発展を図るために必要な 基金の適正な水準の維持と、積極的 な活用を期待する。	事業目的や財政状 況等を踏まえ、必要に 応じて活用を検討す る。
12	土地改良負担金総合償還対策基金	基金財産の運用方法について	指摘	基金財産の運用は、預入期間3か月の譲渡性預金のみで運用されており、償還スケジュールに基づき運用を行えば、より有効な運用ができたことが想定される。したがって、基金の取り崩しスケジュールに応じた柔軟な運用を行う必要がある。	従来より長期間の 取崩予定額を把握し、 事業執行に支障が生 じない範囲で、長期の 運用を実施する。
13	環日本海交流圏 形成基金	基金の有効活用について	指摘	平成15年度以降取り崩しがなされていない。基金の目的に沿った形でどのような有効活用ができるのか、検討することが望まれる。	当初の基金設置目 的を達成しているた め、廃止も含めて検討 する。
14	ふるさと保全基 金	基金の取崩方法、 有効活用及び規 模について	指摘	確実な事業継続を図るため、計画的な基金の積み立てのもと運用益以外の取り崩しを行うなど、柔軟な基金の取り崩しをすべきである。また、基金の目的に即した事業が基金残高の0.1%しか行われていない現状は基金を有効に活用しているとは言い難い。そのため、基金の有効活用及び規模について見直しを図るべきである。	基金目的に即した 事業を継続して実施 していくため、基金の 有効活用について検討 する。
15	介護保険財政安定化基金	適切な基金残高について	意見	現状の事業規模が継続する前提で、基金のさらなる有効活用を行うためには、現状では法令の改正等を待つしかない。仮に、平成24年度と同様の方法により取り崩しが認められた場合には、県の裁量の範囲内で非効率な基金残高の取り崩しを行うべきである。	法令の改正等が行われれば、法令に基づき適正に対応する。また、平成24年度と同様の取り崩しが国から認められた場合には、取り崩しによる影響や貸付状況等を踏まえ、基金の取り崩しを検討する。

16	産業廃棄物税基金	基金の規模について	指摘	平成21年度に新潟県産業廃棄物税 条例施行状況検討会において事業の 効果、事業の範囲についても検討さ れているが、更に5年が経過した現 時点において、再度検討をするなど、 今後も税収動向や事業の執行状況、 効果などを常に検証しながら当基金 制度の効果的な運営を行う必要があ る。	事業の効果、範囲の 再検討も含め、税収動 向や事業の執行状況、 効果など常に検証し基 金の効果的な運営を 行っていく。
18	後期高齢者医療財政安定化基金	適切な基金残高について	指摘	基金の適正規模を把握できていない現状では、不必要な積み立てや積み立て不足が発生する可能性も否定できないことから、適正規模としての翌年度繰越必要残高を算出することは今後の課題とすべき点である。また、拠出率については、適正規模の算定の後の議論となるが、積立額が適正額を超過した場合には、拠出率の引下げや制度上可能な範囲で保険料率抑制のために拠出することで、当基金の有効活用を図ることが必要である。	基金の適正規模の 算出については、国の 社会保障制度改革の 状況、他の基金の状況 (今後創設が予定は れている国民健康保険 財政安定化基金等)、 国の指導などを参考に し、住民に与える影響 の大きい保険料の状況 を踏まえて今後検討し ていきたい。
19	森林整備加速化 •林業再生基金	公表数値について	指摘	現状の公表数値では、基金事業費と事業費決算額を混同する恐れがあり、誤解を招く恐れがあるため、適切な数値をわかりやすく開示し、県民にとって有用な情報となるよう努めるべきである。	ホームページ上の公 表数値を、わかりやす く開示する。

新潟県教育委員会

	No.	基金の名称等	監査結果			措置内容
			項目	区分	指摘・意見の内容	
_	10	美術品取得基金	基金の有効活用について	指摘	平成18年度以降取り崩しがなされていない。基金を維持するのであれば、目的に照らした基金残高の妥当性を含めて、基金の有効活用を検討することが望まれる。	事業目的や財政状 況等を踏まえ、必要に 応じて活用を検討す る。

17-1	高等学校等奨学金貸与基金	借用証書の入手 状況の把握につ いて	指摘	借用証書を提出していない奨学生は返還が滞っている奨学生よりも、より返還の意思が希薄であると考えられることから、継続的に把握し返還のための対応を行っていく必要がある。システム上抽出できないとしても、別途システム外で継続的に管理することにより、借用証書の提出を継続的に強く求めていくことが必要である。	今後とも、借用証書 未提出者に対し借用 証書の提出を求めてい く。 併せて、借用証書が 必ず提出されるような 手続きを検討してい く。
17-2	高等学校等奨学 金貸与基金	延滞金の徴収について	意見	正当な理由なく延滞している奨学生に対して延滞金を徴収することで返還の努力を促し、また返還スケジュール通りに返還を行っている奨学生との間での不平等を解消できる。そのため、延滞金を徴収することを検討することが望ましい。	事務量やシステム上 の問題もあるが、独立 行政法人日本学生支 援機構、他都道府県の 状況も参考にしなが ら、延滞金の取扱につ いて整理していく。
17-3	高等学校等奨学 金貸与基金	奨学金の回収業 務について	指摘	現状のままの体制で回収業務を今後も実施していくのであれば、マニュアルに沿った回収業務が可能であるかどうかをまず検討し、もし物理的に無理があるようであれば、確保できる人的リソースで可能な限り効率的で効果的な回収業務が行えるように現状に即したマニュアルの見直しを行うべきである。	監査での指摘を踏まえ、マニュアルに ける問題に対し、独立行政法人の 学生支援機構、他考に しながら、マニュアル を整備するとしなが でを整備すると収業が 行えるような体制に いて検討する。
17-4	高等学校等奨学 金貸与基金	システム残高と の照合について	指摘	財務会計上の基金からの貸付金残 高と奨学生の個別の貸付金残高の合 計であるシステム上の貸付金残高の 合計は必ず一致するはずであり、一 致しない場合には何らかの誤りがあ ると考えられることから、残高べー スでの検証を毎年実施するべきであ る。	監査時に、システムでの誤りが確認でき数値は一致した。 監査での指摘を踏まえ、毎年度システムと財務会計における残高ベースでの検証も行っていく。